

# 宇佐市国民健康保険加入者のみなさまへお知らせです

平成30年4月から、市町村国民健康保険（市町村国保）のしくみが変わります

- 国保制度を維持していくため、県が市町村国保の運営に加わります
- 市町村はこれまでどおり、加入者のみなさまに身近な業務である、資格管理（保険証の交付など）や保険税の賦課・徴収、給付サービス、保健事業などを行います



窓口は健康課の  
ままだよ！

加入者のみなさまの窓口は  
これまでどおり、お住まいの市町村です



各種手続き

保険税

給付サービス

保健事業

くわしくは、裏面の「平成30年4月からは、どうなるの？」をご覧ください

高齢受給者証は  
保険証と合体するよ！

大分県内の市町村で協力し、  
加入者のみなさまにとって、利便性やサービスを向上させます

- ✳ 保険証の様式や更新時期を、県内市町村で統一します
- ✳ 70歳以上の方が持っていた「高齢受給者証」を、保険証と兼ねるように（1枚で済むように）します **※平成30年8月から実施**

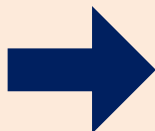
現在、大分県内の多くの市町村では、  
70歳以上の方は、必ず2枚必要

平成30年8月からは  
1枚になって便利に!!

保険証

+

高齢  
受給者証



保険証  
兼  
高齢受給者証



【法律が変わることによる変更点】

**大分県内で他の市町村に引っ越した場合、これまでと変わります**

変更点	～平成30年3月まで	平成30年4月～
国保の資格	他の市区町村に引っ越すたびに、住んでいた市町村の国保を脱退し、引っ越し先の市町村で改めて国保に加入します ( <u>国保の資格が継続しない</u> )	<b>「大分県の国保加入者である」という資格は継続します</b> ※引っ越し前後の市町村で、それぞれ手続きは必要です ※保険証は新しくなります
高額療養費の多数回該当(*)について、該当回数の引継ぎ	他の市区町村に引っ越した場合、該当回数は引き継がれません ( <u>回数がりセットされる</u> )	<b>該当回数引き継がれます</b> ※引き継ぎのための手続きは必要ありません ※世帯構成が変わらないなどの条件があります

(\*) 高額療養費の多数回該当とは：医療機関などの窓口で支払う一部負担金が一定の額（限度額）を超えた場合は、申請によりその超えた額が高額療養費として支給されます。さらに、過去12か月間に4回以上、限度額を超えた場合、4回目以降を多数回該当といい、限度額が安くなります。

どうなるの？



**平成30年4月からは、どうなるの？**

加入者のみなさまにとっては  
原則これまでどおりです！

分類	ぎもん	こたえ
手続き	いま加入しているけど、改めて加入の手続きをしなければならないの？	改めて手続きの必要はありません。
	住所変更などの手続きは、どこに行けばいいの？	これまでどおり、お住まいの市町村が窓口となり、住所変更や加入、脱退の手続きなどを行います。
	保険証は、どうなるの？ (どこから交付されるの？)	いまお持ちの保険証はそのまま使えます。切替えの時は、これまでどおり、お住まいの市町村から交付されます。
給付、保健事業	医療機関を受診する方法はどうなるの？	これまでどおり、保険証を持って受診してください。医療機関で支払う窓口負担割合（3割、2割、1割）も変わりません。
	療養費や高額療養費などの手続きは、これまでと変わるの？	これまでどおり、療養費や高額療養費等の給付の手続きは、お住まいの市町村窓口で行ってください。
	特定健診などの保健事業は、これまでと変わるの？	これまでどおり、特定健診や特定保健指導などの保健事業は、お住まいの市町村が実施します。
保険税	保険税はどうなるの？	これまでどおり、市町村が、保険税の決定・賦課を行います。 なお、平成30年度からは、都道府県が医療費水準や所得水準を考慮して、市町村ごとの納付金の額と、標準的な保険税率を示し、そのうえで市町村が税額（率）を決定することとなります。
	納税通知書（納付書）は、どこから送付されるの？	これまでどおり、お住まいの市町村から届きます。
	保険税の払い方（納付方法）はどうなるの？	これまでどおり、市町村が決めた納期、納付方法（口座振替等）により納付してください。